

検討課題	39	議会基本条例の基本理念の抽出(将来の自治基本条例の制定に向けて)		
Ku bun		IV - C		
関連条例内容		<p>前 文</p> <p>選挙で選ばれた議員により構成される亀山市議会（以下「議会」という。）は、同じく選挙で選ばれた市長とともに亀山市の代表機関を構成する。</p> <p>日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。</p> <p>議会には、市長との緊張関係を保ち、市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行うとともに、政策形成機能についても更なる充実を図ることが求められている。</p> <p>議会と市長には、亀山市として最良の意思決定を導くことで、その活力ある発展及び市民全体の豊かさの向上を目指していく使命が課せられている。</p> <p>地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会には、これまで以上にその持てる権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。</p> <p>議会は、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点である。</p>	<p>る。そのためには、対話を通じ市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由かつ達な討議をとおして明らかにし、公開する等信頼される議会の運営に取り組みなければならない。</p> <p>以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに「亀山市議会基本条例」を制定する。</p> <p>（目 的）</p> <p>第1条この条例は、議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	
検討内容		・議会基本条例の基本理念の抽出(将来の自治基本条例の制定に向けて)		
	現状分析	議論する内容	対応内容	
	<ul style="list-style-type: none"> 基本条例の前文と第1条目的に基本条例制定に向けての考え方を明記。 前文では、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、基本条例を制定するとした。 まちづくり基本条例第6条に議会の責務が規定。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会基本条例の基本理念を抽出する。 自治基本条例への移行を検討する際、議会部分についての理念の定義を検討。 検討内容は、議会基本条例の前文と二元代表制の考え方を理念とした定義づくりを行う。 まちづくり基本条例第6条「議会の責務」の内容と整合をさせるかについても検討。 	<ul style="list-style-type: none"> （株）ぎょうせいに理念の抽出について依頼。（株）ぎょうせい報告内容（平成26年3月） ●亀山市まちづくり基本条例（平成22年亀山市条例第1号）において、検討すべき事項（検討すべき理念事項）は以下のとおり。 ●基本原則として、亀山市議会基本条例（平成22年亀山市条例第29号）で明文していることの遵守と二元代表制の理念維持です。 	

現状分析	議論する内容	対応内容
<p>議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。 (解説)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりは、議会と執行機関だけで行うのではなく、市民・議会・執行機関がそれぞれの役割に基づいて、相互に尊重し、協働して行うことが必要であることから、議会の責務として、市民の参加と協働によるまちづくりを定めています。 <p>なお、具体的な議会のまちづくりへの取り組みについては、『まちづくり基本条例「基本的な考え方」』で次の3つの活動が提案されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①議会の立場を活かして、市民の期待に応える活動を行う。 ②市民の様々な意見や提案を施策などに反映させる。 ③市民及び行政（※）と連携してまちづくり活動を行う。 	<p>必要ならまちづくり基本条例の内容を改訂することも検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●議会における「協働」の定義（確認項目） 「市民、議会及び執行機関の3者が目的意識を共有し、まちづくりという共通の目標に向かって取り組むため、それぞれの役割・特性を発揮すること」を議会における「協働」と定義する。 ●協働の取り組みの解釈について（検討項目） ・市民参画という視点からの取り組みでは、次のような取り組みがある。 市民が議会に関われるものについて……請願、陳情、要望の提出 市民が議会に直接発言できるものについて……議会報告会、所管事務調査、アンケート、ご意見 ・この様な取り組みの中から、政策作りや議会運営の改革につなげていくことについても市民との協働の取り組みに含むものと解釈していく。